

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年8月26日(木) 午後1時30分から午後3時30分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	石井康三	(会長代理)	7番	樹森信雄	(会長)
2番	川野辺辰美		8番	澁澤吉明	
3番	野口啓子		9番	奥澤文夫	
5番	増田一幸		10番	渋沢真弘	
6番	漆原利征		11番	増田利夫	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農用地利用集積計画(案)について
(埼玉県農地中間管理機構に対する貸借権設定)
- 議案第5号 農用地利用集積計画(案)について
(埼玉県農地中間管理機構に対する使用貸借権設定)
- 議案第6号 農用地利用集積等促進計画(案)について

5. 農地利用最適化推進委員 14名

6. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 岡田隆史
係長 清水信吾
主事 石川諒太 (書記)

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、8月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条
	第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと
	思いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	11番 増田利夫委員、1番 石井康三委員のご兩人にお願いします。
	なお、本委員会への欠席通知はございません。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
いたします。それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果	
報告をお願いします。	
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明
	いたします。
	受付番号316号では、譲受人はボリビア出身の外国人ですが、日本の
	永住資格を有しており、既に市内に居住しております。
	譲渡人は相続で取得したものの、市外に居住しており遠隔で耕作困難
	のため、譲受人へ売買を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅の
	すぐ南隣にあり、徒歩0分の場所になります。申請の事由は自家消費
	野菜作付けであり、本案件については問題ないと思われま。
	そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと
思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当していない	
ことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。	
以上で事務局からの説明を終了させていただきます。	
1番	受付番号316号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読
	いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等
	の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は(詳細に説明)です。
	申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	1. 取得した農地は新規就農するためのものであり、ほかの用途に転用
	したり、転貸転売いたしません。また、すべての農地を耕作し、
	不耕作等により、隣地に迷惑をかけないことを誓約します。
以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。	
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
3番	国籍は日本ではなく、永住資格のみなのでしょうか。
事務局	国籍はボリビアで、永住資格のみ。

3番	何年ぐらい住んでいるのでしょうか。
事務局	令和5年3月6日に羽生市に住民票の登録をしたので1年半ほど。
3番	これまで外国人の方の農地の取得はあったのか。経験がなくても
	取得できるのか。永住資格でも何かの折に国に帰ることはないの
	でしょうか。日本語があまり通じないことは問題ないのでしょうか。
事務局	羽生市での外国人の農地取得は初めて。外国人が3条の許可申請
	することは問題ない。日本語については申請者の母が市内に在住して
	いて、母は日本語が通じるので、意思疎通が全く取れないことは
	ない。国に帰ってしまうのではないかについては、緊急事態があれば
	絶対帰らないとは言えないが、永住資格を取得している以上、長期の
	滞在なので、問題ないと考えている。
3番	家族はいるのか。
事務局	母と娘がいる。
議長	(質疑終了)
	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による
	許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成
	の委員は「起立」願います。
	(起立全員)
	起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による
	許可申請については、許可することに決定いたします。
(議案第2号)	引き続き、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
	を議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果
	報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明
	いたします。
	317号では、進入路の追認をするものです。
	申請人は現住所に住んでおりますが、自宅へ出入りする際に利用して
	いる進入路が農地であることが分かったため、今回申請をするものです。
	農地の区分については生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団
	農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。
	なお、この追認ですが、昭和45年8月25日を境に都市計画法に
	より、市街化区域と市街化調整区域が線引きされたもので、この日を
	基準として、この日以前に宅地等の利用が昭和45年当時の航空写真
	等で確認できれば、「追認」という形で転用の許可を行うということ
	になっています
	そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの

	<p>確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
10番	<p>受付番号317号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>申請地は土地改良による換地がなされ、当期地目は畑のなっておりますが、自宅から道路への通路として、旧来から使用していました。</p> <p>この通路は建築基準法上の道路に接する土地であり、転用なしでは住宅の増改築や建て替えが困難であるため申請を行うものです。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。</p> <p>（発言なし）</p> <p>特に発言もないようですので、採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p> <p>引き続き、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局より説明いたします。</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。</p> <p>318号では、駐車場の拡張を行うものです。</p> <p>譲受人は、行田市の真名板で非鉄金属の営業所を運営しておりますが取引業者の大型トラックが増加し、既存駐車場では賄えず路上駐車が増加しているため、駐車場の敷地拡張を行うものです</p> <p>農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地でその規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。</p> <p>319号では、建築条件付売買予定地を設けるものです。</p> <p>譲受人は加須市で不動産業を行う企業です。今般、接道状態・排水・子どもの教育機関等の問題で良い土地を探していたところ、申請地</p>

を譲ってもらえることになり、本申請を行うものです。

農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地でその規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。

320号では、建築条件付売買予定地を設けるものです。

譲受人は高崎市で不動産業を行う企業です。今般羽生市で建築可能な土地を探していたところ、条件の良い本申請地が見つかったため、申請をするものです。

農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地でその規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。

321号では、自己用住宅を設けるものです。

譲受人は現在市外に居住しておりますが、子どもが市内の認定こども園に通園していることや成長により手狭になっていることから、市内に住宅の建築を計画しました。今般、市街化調整区域の土地を探したところ本申請地を見つけたため、現在の土地建物を売却した上で農地転用許可申請を行うものです。

農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地でその規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。

322号では、自己用住宅を設けるものです。

譲受人は市内のアパートに居住していますが、将来を考え実家に近い中岩瀬で土地を探したところ、本申請地を見つけたため申請を行うものです。

農地の区分については、「第1種農地」と判断しました。

第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」として、例外に該当し、敷地面積も500㎡を超えないものであり、許可相当になるものと思われま。

323号では、自己用住宅を設けるものです。

譲受人は市内の借家に居住していますが、手狭になり将来を考え住宅の建築を計画しました。今般、父が所有する農地と宅地を利用して住宅を建築するため、申請を行うものです。

なお本申請は農振農用地、いわゆる青地の中に位置する農地でありましたが、令和6年5月22日に農用地除外が完了しており、申請には問題ないことを申し添えます。

農地の区分については、「第1種農地」と判断しました。

第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に

	規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」として、例外に該当し、敷地面積も500㎡を超えないものであり、許可相当になるものと思われま
	す。
	324号では、工場を設けるものです。
	譲受人は川口市で鉄鋼業を操業しており、久喜市にある工場を生産拠点として主に鉄筋を生産しています。今般、久喜工場で生産した鉄筋を加工するための工場を新たに設けることになり、本申請を行うものです。
	農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地でその規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。
	325号では、自己用住宅を設けるものです。
	譲受人は市内のアパートに居住していますが、将来を考え妻の実家付近で土地を探したところ、本申請地を見つけたため申請を行うものです。
	農地の区分については、南羽生駅から1km圏内に位置する「第2種農地」と判断しました。
	326号では、農家住宅の拡張と道路後退用地を設けるものです。
	譲渡人と譲受人は親子関係です。今般自宅敷地内の物置の建て替えを検討し調査したところ、一部が農地であることが判明しました。
	さらに調査すると、昭和45年の都市計画の線引き以前から宅地として利用していることが分かったため、追認として申請を行うものです。
	農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。
	なお、この追認ですが、昭和45年8月25日を境に都市計画法により、市街化区域と市街化調整区域が線引きされたもので、この日を基準として、この日以前に宅地等の利用が昭和45年当時の航空写真等で確認できれば、「追認」という形で転用の許可を行うということになっています
	327号では、農地改良による一時転用を行うものです。
	譲受人は市内に本社を置き、土木業を営んでいる法人です。申請地の現況の地目は田ですが、畑に転換して麦を作付けする計画です
	申請農地は、農用地区域（通称：青地）です。原則として不許可相当ではありますが、例外として申請事由が一時転用であるため、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当し、許可相当になるものと思われま
	す。
	そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
6番	受付番号318号について調査報告いたします。まず、議案書を

	朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	非鉄金属原材料の売買を行っております。しかし、営業所敷地内及び近隣に資材置場がありますが、取引業者の大型トラックの路上駐車が増加し困っています。営業所内は搬入トラックや重機の稼働の関係で来客用駐車スペースが確保できず、営業所に近い申請地を来客用駐車スペースへと考えて地主に相談したところ、承諾を得られたため申請を行うものです。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
2番	受付番号319号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読
	いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	申請地周辺は道路整備が進み、戸建て住宅の需要が見込めるため、建築用地を探しており、なかなか条件に合う土地が見つからなかったところ、申請土地を譲っていただく話をいただきました。公園や学校、ショッピングモールも近く、幹線道路からも近く、理想的な環境であると考え申請するものです。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
	続けて、受付番号320号について調査報告いたします。まず議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	関東を中心に住宅建築業務を行っており、お客様の要望により、羽生市で、建物を建築できる土地を探していました。申請地は、自然が残る住環境に最適な立地であり、郊外ならではの十分な敷地、駐車スペースのある条件の良い土地と考えています。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
8番	受付番号321号について調査報告いたします。まず、議案書を
	朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。

	<p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、市外で生活しておりますが、子どもが大きくなり現在の住居が手狭になるため、専用住宅の建設を決めました。子どもが羽生市内に通園しており、車で送り迎えしていることから、市街化区域で探しましたが、見つからなかったため市街化調整区域に広げ探したところ、本申請地が見つかり、申請に及ぶものです。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>続けて、受付番号322号について調査報告いたします。まず議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、市内で妻と2人で生活しておりますが、将来を考え専用住宅の建設を考え、妻の実家に近い市街化区域で探しましたが、見つからなかったため市街化調整区域に広げ探したところ、本申請地が見つかり、申請に及ぶものです。駅や小学校も近く、将来何かと便利な土地であると考えております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
3番	<p>受付番号323号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、市内の借家で生活しておりますが、家族も増え、手狭になったため将来を考え専用住宅の計画しました。申請地の北側には、祖父が建築した専用住宅がありましたが、公共移転に協力し、居宅も取り壊されております。しかし、公共移転から外れた宅地が残っており、農地を農地転用するにあたり、必要最低限での土地利用が可能でありまた、実家からも近く、お互いに協力しながら生活できる最適な土地であると考え、この土地を選定しました。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
5番	<p>受付番号324号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>メタル加工、鋳物生産加工を業として、川口市に創業し、その後、</p>

	<p>久喜市に新工場を建設しました。鉄筋加工会社の後継者不足、人手不足から、鉄筋を製造している久喜工場の近くで、新たな、鉄筋加工工場を計画し、土地を探していたところ、申請地について紹介をうけ課題にも対応できることから、申請を行うものです。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
11番	<p>受付番号325号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。現在、市外で妻と2人生活しておりますが、将来を考え、専用住宅の建設を考え、妻の実家に近い市街化区域で探しましたが、見つからなかったため市街化調整区域に広げ探したところ、本申請地が見つかり、申請に及ぶものです。妻の通勤も現在の住居より近くなることも、申請地に決めた理由となります。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
9番	<p>受付番号326号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。申請地で農業を行い生活を営んでおります。農業用物置が老朽化したため、取り壊し、新たな農業用倉庫の建設を考えており、測量を行ったところ、現在宅地利用していた一部が農地であることが分かり申請を行うものです。知らなかったこととはいえ、申し訳ございませんでした。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>続けて、受付番号327号について調査報告いたします。まず議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。</p> <p>（発言なし）</p> <p>特に発言もないようですので、採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第3号 農地法第5条の規定による</p>

(議案第4号)	許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。ここで10分間の休憩をはさみ、その後議案第4号の審議に入ります。
	(休憩終了)
	続きまして、議案第4号 農地利用集積計画(案)について(埼玉県農地中間管理機構分の賃借権設定)及び議案第5号 農地利用集積計画(案)について(埼玉県農地中間管理機構分の使用貸借権設定)は関連があることから一括して事務局からの説明を求めます。
	事務局
	事務局より説明いたします。
	議案第4号 農地利用集積計画(案)について(埼玉県農地中間管理機構分の賃借権設定)についてご説明いたします。
議案4号については、所有者が公社に貸付けをし、賃貸借を設定する計画(案)となっています。こちらは、平成26年4月より、農地中間管理機構が創設され、この事業の目的は、今後の農地活用の効率化や生産性の向上を図るため、農地中間管理機構が農地を一旦、借受け、農地の集積化や規模の拡大化等を行うなど、耕作し易い条件にして、地域の担い手等へ貸し出しをするものです。このように行うことで、今後、安心・安全な貸し借りができ、かつ、農業経営の拡大も図っていこうとするものです	
今回は、この事業を利用して、農地中間管理機構が借受け、次の地域の担い手を確保し、農地の貸し出しを行うための利用権設定となります。	
面積は、田241692㎡、畑38251.41㎡の合計279943.41㎡となっております。	
続けて、議案第5号 農地利用集積計画(案)について(埼玉県農地中間管理機構分の使用貸借権設定)についてご説明いたします。	
議案第5号については、先ほどの議案第4号と同様ですが、使用貸借になります。	
面積は、田14484㎡、畑15567.40㎡の合計30051.40㎡となっております。	
以上で、議案第4号・5号 農地利用集積計画(案)についての説明を終了させていただきます。	
議長	以上で、事務局からの説明が終わりました。
	それではただいまの説明のうち、議案第4号の案件に対し、ご質疑ご発言を願います。
	(発言なし)

	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第4号 農地利用集積計画（案）について（埼玉県農地中間管理機構分の賃借権設定）については、
	事務局の説明のとおり、決定し、市長に答申することに賛成の委員は
	「挙手」願います。
	（挙手全員）
	挙手全員でありますので、議案第4号については、事務局の説明のとおり決定し、市長に答申したいと存じます。
	続きまして、議案第5号の案件に対し、ご質疑ご発言を願います。
	（発言なし）
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第5号 農地利用集積計画（案）について（埼玉県農地中間管理機構分の使用貸借権設定）については、
	事務局の説明のとおり、決定し、市長に答申することに賛成の委員は
	「挙手」願います。
	（挙手全員）
	挙手全員でありますので、議案第5号については、事務局の説明のとおり決定し、市長に答申したいと存じます。
	続きまして、議案第6号 農用地利用集積等促進計画（案）について
	を議題といたします。当該計画（案）については、農地中間管理事業の推進に関する法律19条第3項に基づき、羽生市長から意見を求められております。ただし、事案番号208号から219号と、317号から321号と、322号と341号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当する案件でありますので、審議、採決に際しましては、
	委員、
	委員、委員の3名の退席を求めることになります。
	それでは、事務局の報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第6号 農用地利用集積等促進計画（案）についてご説明いたします。
	この、農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律により、同計画を作成する場合は、「市は、農業委員会の意見を聞く」ことから、今回の案件となっております。また同法の改正により、計画の名称は変更していますが、従来、配分計画であった公社が耕作者へ貸付けする計画と同じ内容となっております
	以上で、議案第6号 農用地利用集積等促進計画（案）についての説明を終了させていただきます。
議長	以上で、事務局からの説明が終わりましたので、
	委員、委員の退席をお願いします。
	それでは、ただいまの報告に対し、ご質疑ご発言を願います。
	（発言なし）

	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第6号 農用地利用集積等促進計画(案)について、事務局の報告のとおり、同意することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、農用地利用集積等促進計画(案)については、同意することに決定いたします。漆原利征委員、戸井田勝己委員、根岸一文委員の入室をお願いします。
	以上で、本日の議事は全て終了いたしました。
	続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。
事務局	報告事項1 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の確認についてでございますが、これは市街化区域内農地を自己用として、転用を行う場合に届出をするものです。
	賃貸住宅敷1件、共同住宅敷1件でございました。
	報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。
	住宅敷8件、駐車場敷1件、工場用地3件、共同住宅敷1件でございました。
	報告事項3 農地法第5条の規定による届出の取消についてでございますが、これは報告事項2にあるような、市街化区域内農地の権利移転が伴う転用の届出を行ったものの、その後、計画変更等の諸事情で取消しを行うものです。1件でございました。
	報告事項4 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定(等促進事業)に係る合意の解約となります。10件ございました。
	報告事項5 農地法の規定による許可一覧についてでございますがこれは県許可のありました7月分でございます。
	5条が6件ございました。
	続きまして、諸連絡です。
	農地利用状況調査(農地パトロール)についてでございます。
	先月の定例会でお渡しした地図とバインダーについては、机の上に置いておきますよう、お願いします。終了後に事務局で回収します。
	お手元にある「令和6年度 農地利用最適化活動活性化研修会」をご覧ください。埼玉県農業会議が主催の研修会が、来月9月11日に文化ホールで行われます。出席は任意ですが、事前に出席の意向を確認したいと思います。出席希望の方は、当日、筆記用具を持参の上
	12時30分に現地集合でお願いいたします。文化ホールの館内の入口付近で事務局職員がお待ちしております。集合完了した後で事務局で一括で受付を行いますので、よろしく申し上げます。

	お手元にある名札ケースですが、これは先月お渡しした身分証明書を
	入れておくものになりますので、活用いただけたらと思います。
	今月の相談会の担当委員は野口委員、井野岡委員、奈良原委員と
	となります。日程は8月29日木曜日の午後1時30分となって
	おります。よろしくお願いいたします。
	そして来月、9月の相談会につきましては、稲刈りの時期ということ
	もありますので、事務局で対応いたしますので、よろしくお願いいたします
	します。
	来月9月の定例農業委員会の日程でございますが、25日の水曜日
	午後1時30分を予定させていただきます。会議室は、302会議室を
	予定しておりますので、日程調整のほどよろしくお願いいたします。
議 長	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。

上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、
ここに署名する。

令和 6年 8月 26日

会 長 _____
署名委員 _____
署名委員 _____